

(添付書類)

# 第9期事業報告

〔 2023年 4月 1日から  
2024年 3月31日まで 〕

宮城県名取市下増田字南原無番地

仙台国際空港株式会社

# 事業報告

〔2023年 4月 1日から  
2024年 3月 31日まで〕

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が解除となったことで社会経済活動の正常化が進み、またペントアップ需要や訪日外国人の増加等により景気回復傾向が見られました。一方で、原材料費・エネルギーコストなどの高騰、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢悪化といった地政学的リスクの顕在化に伴う緊張感の高まり等により、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

当社を取り巻く事業環境は、国内線については、5月8日に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことにより旅行機運が高まり、これに国・自治体による旅行支援策も国内線旅客需要を後押しするかたちとなり、ビジネス需要はやや弱含みの状態は続くものの航空需要の回復が進みました。

国際線については、前期末から台湾との定期便の運航が再開され、4月以降、タイ国路線を除く全ての路線の復便や新規就航が実現し、数年ぶりとなる海外旅行へのニーズに円安効果も相まって国際線旅客数は2019年度と同程度の水準まで回復しました。

このような事業環境の回復に加え、ターミナルビル内での販売促進活動や4年ぶりとなった仙台空港祭開催等による地域住民の方々の来港を促進した結果、売上高 4,186 百万円（事業計画比 202 百万円増収）、営業利益 347 百万円（同 245 百万円増益）、当期純利益 588 百万円（同 433 百万円増益）と、5年ぶりの黒字転換を図るとともに過去最高となる利益を計上いたしました。

#### (安全と保安に関する取り組み)

当社は、安全と保安が空港運営において最も重要な要素であると位置付けています。当期も、安全方針に基づき、社員に対する安全・保安教育の実施、社外の関係機関等とも連携しながら各種規程類やマニュアルの更新、航空機事故対処訓練や津波避難訓練など各種訓練の実施、所要の設備投資等により、安全と保安の維持・向上に継続して取り組んだ結果、当社に起因する重大事故の発生はありませんでした。

また、当期は旅行需要の回復に伴い人の往来が活発化した状況を踏まえ、空港運営事業の継続性やお客様の安全・安心を確保するため、引き続き所要の感染症対策を継続しました。

#### (航空・貨物営業活動)

国内線は、期初から新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いたことで、コロナ禍で抑えられていた VFR (Visiting friends and relatives) 需要やレジャー需要が顕在化したことから全般的に好調に推移した搭乗率の維持や現行路線の確実な運航のため、航空会社や自治体と連携した仙台空港利用促進 PR の展開、

仙台空港公式 LINE を活用したイベント情報等の配信を継続したほか、12 月からは山形県内への高速バスの運行再開を実現する等、仙台空港を繰り返しご利用いただく環境づくりに努めました。

当期は、計画路線のうち成田便を除く 9 路線で定期便が運航されたことから（うち出雲便は 2024 年 1 月 8 日をもって運航終了）、国内線旅客数は 317 万 6 千人（事業計画比 100.6%）となり、前期から 39 万 7 千人の増加（前期比 114.3%）、コロナ禍前となる 2019 年度に対しては 95.1% の水準まで回復しました。

国際線は、復便や新規路線誘致に向けて関係機関と協力しながら航空会社への営業活動を続けるとともに、マレーシア国で開催された国際商談会への参加、仙台で開催された就航国との友好発展や国際交流のためのイベントへの参加、また自治体や航空会社と連携した就航国でのプロモーション等を行い復便・新規就航した路線の利用促進に注力しました。

4 月にスターラックス航空による台湾路線の新規就航が実現、アジアナ航空によるソウル便が復便、中国国際航空による大連・北京便が 7 月、上海便が 12 月に復便したほか、当社として初となるマレーシア国へのチャーター便が 12 月に実現したことなどにより、2023 年冬ダイヤ（3 月末時点）は 4 路線 28 往復/週（2019 年同期は 5 路線 33 往復/週）が運航するまでに回復しました。

その結果、国際線旅客数は 37 万 3 千人（事業計画比 110.1%）となり、前期から 35 万 8 千人の増加（前期の旅客数は 15 千人）、2019 年度に対しては 98.6% の水準まで回復しました。

国内線・国際線を合わせた旅客数は 355 万人（事業計画比 101.5%）となり、前期から 75 万 6 千人増加（前期比 127.1%）、2019 年度の旅客数 371 万 7 千人に対しては 95.5% の水準まで回復しました。

貨物事業における取扱貨物量は、国内貨物 1,740 トン（事業計画比 260 トン減少）、国際貨物 979 トン（同 398 トン減少）、貨物量合計で 2,719 トン（同 658 トン減少）となりました。国内貨物は航空機材の小型化の定着により、また国際貨物は海上貨物の取扱いに引き続き取り組んだものの定期航空便が小型機での就航となったという要因もあり、取扱量は伸びず事業計画を下回る結果となりました。

#### （空港施設・商業サービス等）

今年度は国際線の再開を受け大きく回復したインバウンド旅客の需要に応えるべく、4 月より国際線エリアにおける免税売店の営業を本格的に再開しました。当初はコロナ禍前の約 50% の面積で営業を開始しましたが、その後の便数増や多客期における機材の大型化等による旅客数の伸びを受け、年度末には営業面積を約 90% まで拡張しました。国ごとに異なるお客様ニーズに応える品揃えや宮城・東北の商品拡大に取り組むとともに、新たなレジシステムを導入して会計手続きの簡便化を図ることで利便性向上にも努め、売上はコロナ禍前を大きく上回る結果となりました。

また、インバウンド旅客や今後の日本人による海外渡航の増加を見据え、国際線利用者に対する利便性向上を図るため、前期に誘致を進めていた対面式の外貨両替専門店が 4 月より営業を開始しました。国内店舗においても、宮城県内で開催されるスポーツやコンサートイベント、学会等の開催増による国内旅

客需要の増加を受け土産物店を中心に活況を呈しました。

(サービス品質確保・向上に向けた取り組み)

当社は、2021年1月にISO9001による品質マネジメントシステムの認証を取得し、空港施設の運営に関わる顧客サービスの品質確保・向上を目指して取り組んでまいりました。当期は初となる認証更新期を迎え、外部審査機関による再認証審査の結果、当社の品質マネジメントシステムが適切に運用されていることが確認され、新たに3年間の認証を取得しました。引き続き、同品質マネジメントシステムの運用状況について、定期的な内部監査の実施や外部審査機関によるサーベイランスを通じて、当社が提供するサービス品質の向上を目指してまいります。

(空港脱炭素化に向けた取り組み)

当社は、航空局による「空港脱炭素化の全体目標」の達成に協力すべく取り組みを進めています。その一環として、前期より整備を進めた自家消費型太陽光発電サービス（外部事業者が仙台空港お客様第1駐車場の一部にカーポート型太陽光発電所を設置、発電した電力の全量を旅客ターミナルビルで使用するもの）が5月より本格稼働し、当期は同サービスが提供する再生可能エネルギーにより旅客ターミナルビルにおける使用電力量の約24%を賄うことで脱炭素化に貢献しました。この他、航空灯火のLED化や旅客ターミナルビルで使用する設備更新の際に省エネ化を図る等により脱炭素化対策を進めました。

**(2) 資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

**(3) 設備投資の状況**

当期の設備投資額は、空港用化学消防車更新、進入角指示灯改良工事、A滑走路及びB滑走路舗装更新工事、防護設備システム更新工事等により911百万円となりました。

#### (4) 対処すべき課題

当期は国内線、国際線ともに就航路線・便数が本格的に回復したことで仙台空港の旅客数はいずれもコロナ禍前となる 2019 年度に近い水準に達し、当社の業績は好調に推移しました。当期は 5 期ぶりの黒字転換、かつ創業以来最高益を計上する結果となりました。

しかしながら、当期の業績は、コロナ禍により旅客数が落ち込んだ厳しい事業環境下における収益力向上への取り組み成果に加え、3 年間におよんだコロナ禍に伴う移動制限等によって抑えられてきた旅行需要・消費需要が顕在化したこと、円安がインバウンド旅客の購買意欲を刺激した等の好条件が揃った下での結果であり、今後は一定の落ち着きが見られるものと想定しています。また、物価や人件費の上昇による空港運用経費の増加、保安検査要員をはじめとする空港運用を支えるグラウンドハンドリング人材の全国的な不足といった問題も、さらなる成長を目指すために対処すべき課題として直面しています。これまで進めてきた不要不急な経費の見直しによる固定費の抑制に引き続き取り組むとともに、仙台空港の運用を支える関係事業者が働きやすい環境づくりに取り組み安定した空港運用体制の整備に努めます。

また、当期は国内線、国際線ともに一部の路線を除き、2019 年度に就航していた定期運航便の再開に至りました。引き続き計画路線の確実な運航と搭乗率の向上・維持に取り組み、当期は実現に至らなかったタイ国路線の定期便の運航再開を目指すとともに、インバウンドに対して低調に推移したアウトバウンド増加に向け関係機関と連携して利用促進策を進めます。また、国内線、国際線いずれにおいても次の成長に向けた新規路線の誘致を図り、東北地方の玄関口として航空ネットワーク拡充に努めるとともに、その受入れを可能とする空港側の体制整備も関係機関・事業者と連携しながら進めていきます。

同時に、お客様に安心してご利用いただける空港、便利であり魅力的に感じただけの空港を目指すとともに、事業の着実な実施を通じて社会的な課題解決に貢献する空港を目指します。

空港運営を支える従業員の安全に対する意識を高める取り組みをたゆまずに続けるとともに、2023 年の再認証審査により取得した ISO9001 による品質マネジメントシステムを効果的に運用しながら、その運用状況を定期的に監査、所要の改善を図ることで、顧客サービスの品質向上と安全・安心で快適な空港体験を提供できるよう努めていきます。

## (5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

	第6期 (2020年度)	第7期 (2021年度)	第8期 (2022年度)	第9期(当期) (2023年度)
売上高	2,472百万円	2,285百万円*	3,253百万円*	4,186百万円*
当期純利益または 当期純損失(△)	△1,514百万円	△1,085百万円	△162百万円	588百万円
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△29,670.15円	△21,262.52円	△3,174.99円	11,526.87円
純資産	6,735百万円	5,688百万円	5,526百万円	6,114百万円
総資産	11,434百万円	11,368百万円	11,627百万円	11,260百万円

※2021年度より「収益認識に関する会計基準」を適用し純額表示となっております。

## (6) 主要な事業内容

仙台空港の運営等

- ・ 航空機の離着陸の安全を確保するための航空保安施設の運営等
- ・ 空港周辺の航空機の騒音対策
- ・ 空港ターミナルビル(貨物棟含む)の所有及び経営
- ・ 不動産賃貸、物品販売等
- ・ 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- ・ 駐車場運営

## (7) 事業所の所在地及び従業員の状況

### ①事業所の所在地

宮城県名取市下増田字南原無番地

### ②従業員の状況

従業員数 150名

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

#### (ア) 親会社との関係

当社の親会社は東急株式会社であり、同社は当社の議決権株式を42.0%保有しています。

#### (イ) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の株式の出資比率は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りであり、株主各社より役員及び出向社員を受け入れています。

当社は、当社独自の発注規程に則り、親会社等との取引に関しては、株主間契約により独立当事者間取引とすることを原則とし、取引条件等の内容の適正性をその他事業者との比較等から慎重に検討して決定しています。

また、取引に係る意思決定は当社独自の基準に基づき行っています。

## ②子会社の状況

当社の子会社はありません。

## (9) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
宮城県	2,090,664 千円
株式会社七十七銀行	300,000 千円
国土交通省	1,161,949 千円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

①発行可能株式総数	200,000 株	内訳	普通株式	60,000 株
			A種優先株式	140,000 株
②発行済株式の総数	169,960 株	内訳	普通株式	51,030 株
			A種優先株式	118,930 株
③株主数		内訳	普通株式	7名
			A種優先株式	4名

### ④株主

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東急株式会社	21,432 株	35,679 株	57,111 株	33.6%
前田建設工業株式会社	15,309 株	35,679 株	50,988 株	30.0%
豊田通商株式会社	8,164 株	19,029 株	27,193 株	16.0%
東急不動産株式会社	4,592 株	—	4,592 株	2.7%
株式会社東急エージェンシー	511 株	—	511 株	0.3%
東急建設株式会社	511 株	—	511 株	0.3%
株式会社東急コミュニティー	511 株	—	511 株	0.3%
Global Infrastructure Management アセット・クリエーション・ファンド1号 投資事業有限責任組合	—	28,543 株	28,543 株	16.8%
合計	51,030 株	118,930 株	169,960 株	100.0%

(注) 持株比率は、普通株式の総数と発行済のA種優先株式の総数の合計から計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	鳥 羽 明 門	
取 締 役	谷 内 克 行	空港運用部長
取 締 役	小 川 光	航空営業部長
取 締 役	前 田 基	管理部長
取 締 役	高 橋 和 夫	東急(株) 代表取締役副会長
取 締 役	東 山 基	前田建設工業(株) 常務執行役員 経営革新本部 副本部長（事業戦略担当） 兼 CSV戦略担当 兼 CSR担当 兼 コンプライアンス担当
取 締 役	池 内 敬	東急不動産(株) 取締役専務執行役員
常勤監査役	小 野 寺 雄 一	
監 査 役	氏 家 照 彦	(株)七十七銀行 代表取締役会長 仙台空港鉄道(株) 取締役
監 査 役	西 口 義 郎	前田建設工業(株) 経営革新本部 事業ファイナンス部 部長
監 査 役	土 屋 智 永	東急(株) 監査役会事務局 担当部長

注1. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりです。

- ① 2023年6月23日の第8期定時株主総会において、岡崎克彦氏は任期満了により取締役を、高木克典氏は任期満了により監査役をそれぞれ退任しました。
- ② 2023年6月23日の第8期定時株主総会において、小川光氏は取締役に、土屋智永氏は監査役に、それぞれ新たに就任しました。

注2. 取締役東山基氏、取締役池内敬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注3. 監査役小野寺雄一氏、監査役氏家照彦氏、監査役西口義郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注4. 監査役小野寺雄一氏は、地元有力企業において財務・会計部門のマネジメント職の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

注5. 監査役氏家照彦氏は、銀行における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

注6. 監査役西口義郎氏は、インフラストラクチャーのコンセッション企業において財務・会計部門のマネジメント職の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

### ①報酬等の総額および員数

区 分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	1 (-)	11,880 (-)
監査役 (うち社外監査役)	2 (2)	9,840 (9,840)
計	3 (2)	21,720 (9,840)

注1 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として、32,400千円を支給しています。

### ②報酬等に関する株主総会決議に関する事項

当社では、取締役および監査役の報酬等の額は株主総会の決議により、それぞれ以下のとおり定めております。

	取締役の報酬等の額	監査役の報酬等の額
当該株主総会決議の日	2018年6月22日 定時株主総会	2017年6月23日 定時株主総会
当該定めの内容(概要)	取締役の報酬等の額を年額50,000,000円以内と定める。 各取締役に対する具体的な金額等は、取締役会の決議による。 なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。	監査役の報酬等の額を年額13,000,000円以内と定める。 各監査役に対する具体的な金額等は、監査役の協議による。
当該定めに係る会社役員の数*	7名	3名

\*当該定めに係る会社役員の数等は、当該決議時点であります。

### ③各会社役員報酬等の額の決定の委任に関する事項

各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定しております。

### (3) 社外取締役および社外監査役に関する事項

#### ①重要な兼務先と当社との関係

地位 氏名	兼職状況	当社と当該他の 法人等との関係
取締役 東山 基	前田建設工業(株) 常務執行役員 経営革新本部 副本部長 (事業戦略担当) 兼 CSV戦略担当 兼 CSR担当 兼 コンプライアンス担当	同社とは工事発注等の取引関係があります。
取締役 池内 敬	東急不動産(株) 取締役専務執行役員	重要な取引その他の関係はありません。
監査役 氏家 照彦	(株)七十七銀行 代表取締役会長	同社とは資金借入の取引がありますが、一般取引と同様の条件であります。
	仙台空港鉄道(株) 取締役	同社とは土地の賃貸借契約を締結しております。

#### ②社外取締役および社外監査役の活動状況

氏名	出席・発言状況
取締役 東山 基	当期中に開催された取締役会の全6回のうち全てに出席し、当社の経営に対し、インフラストラクチャーのコンセッション企業における役員としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
取締役 池内 敬	当期中に開催された取締役会の全6回のうち全てに出席し、当社の経営に対し、大手デベロッパー企業の取締役としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役 小野寺 雄一	当期中に開催された取締役会の全6回のうち全てに出席、監査役会の全5回のうち全てに出席し、当社の経営に対し、地元有力企業における常勤監査役としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役 氏家 照彦	当期中に開催された取締役会の全6回のうち5回に出席、監査役会の全5回のうち4回に出席し、当社の経営に対し、金融機関における経験および企業経営者としての経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。
監査役 西口 義郎	当期中に開催された取締役会の全6回のうち全てに出席、監査役会の全5回のうち全てに出席し、当社の経営に対し、インフラストラクチャーのコンセッション企業における財務・経理部門のマネジメント経験に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。

#### (4) 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役小野寺雄一氏、社外監査役氏家照彦氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

###### ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

9,200千円

###### ②監査役会が同意した理由

監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等の適切性ならびに非監査業務の委託状況等を確認・検証した結果、会計監査人の独立性と会計監査の品質等が確保され、妥当と判断して同意いたしました。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

##### (5) 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 決議の内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、2016年6月8日付取締役会により決議し、2022年8月5日付取締役会で改正した内容の概要は次のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 全社が守るべき指針等を周知し、定期的にコンプライアンス教育を実施し、その徹底を図り、法令・社内規程等への違反行為があったときには懲罰規程に基づき厳正に処分する。
  - ・ 取締役社長が指名する担当者により定期的にモニタリング（内部監査）を行うとともに、内部通報窓口を設けることにより、法令・行動指針に違反する行為に関し従業員が直接通報・相談できるようにする。
  - ・ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、迅速に情報を把握するとともに、必要に応じて外部専門家等と協力しつつ適正に対応していく。
  - ・ 反社会的勢力及び団体を排除・遮断することとし、警察当局等外部機関と緊密に連携を持ちながら対処する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 法令、取締役会規則並びに文書取扱に関する規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により適切に作成、保存又は廃棄する。
  - ・ 保存された文書は、取締役・監査役・モニタリング（内部監査）担当者により随時に閲覧できる体制をとる。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 航空の安全確保及び空港保安に係る規程を制定し、安全マネジメント体制を敷く。その運用にあたり関係機関及び空港内他事業体と密接に連携して対応する。
  - ・ 各種のリスクについて、未然防止の観点から各規則の制定、マニュアルの作成・配布並びに研修・訓練を実施する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 業務分掌・業務執行基準を定め業務執行に係る権限・責任を明確化する。
  - ・ 経営会議・常勤役員会を定期的に開催し重要事項に係る意思決定を迅速に行う。
- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・ 監査役が要請した場合には補助使用人を配置する。その独立性の確保のため、当該使用人は監査役の指揮命令の下で業務を行う。当該使用人の人事考課及び人事異動については監査役と事前協議する。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・ 監査役による重要会議への出席及び重要書類閲覧の機会を確保する。また、事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメント等の内部統制システムの整備及び運用状況を監査役に定期的に報告する。
- ・ 監査役から業務の執行状況につき報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ・ 当該報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

⑦監査役職務の執行について生じる費用等に係る方針

- ・ 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用について、監査役と協議のうえで予算措置をし、費用の前払いが必要な時には担当部署において対応する。

⑧その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役社長と監査役は定期的に意見交換を行うこととする。

(2) 体制の運用状況の概要

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・ 代表取締役は「行動指針」を策定し、経営会議等において法令遵守を前提とした業務執行を主導するほか、年頭訓示、人事異動等の様々な機会をとらえてコンプライアンスの重要性についてメッセージを社内に発信している。また、eラーニングを用いた研修によりコンプライアンス意識の向上、コンプライアンス違反防止を図っている。
- ・ 代表取締役直轄組織による定期的な内部モニタリングを継続するとともに、その結果は取締役を含む経営陣が参加する会議体に報告・共有を図っている。
- ・ 親会社および弁護士事務所にコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置し、法令や行動指針等に違反する行為を発見した社員が通報できる体制を継続して運用している。
- ・ 外部との取引に係る契約書に反社会的勢力排除条項を記載するなどの対応を行っている。なお、必要な場合は、空港施設内に常駐する警察当局との連携を図ることとしている。
- ・ 「腐敗行為防止方針」に基づき、贈答・接待に関する社内周知や調査を実施し、その発生の防止に努めている。

②取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ・ 取締役会等の議事録、稟議書、会計帳簿その他の業務執行に関する文書（電子情報含む）について、種類ごとに適切な保存期間を設定し、所定の方法により作成・保存・廃棄している。また、保存文書は取締役・監査役・内部モニタリング担当者が適宜、閲覧可能としている。

- ・ eラーニング研修により情報セキュリティ教育を行い、情報漏洩防止等のセキュリティ強化を図っている。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ・ 社外の関係機関等とも連携しながら、安全・保安に係る各種規程類やマニュアルの更新、訓練の実施に継続して取り組んでいる。また、各種訓練（航空機事故・不法侵入・ハイジャック・津波避難・ターミナルビル消防等）や、eラーニングを用いた教育を行い安全知識・意識の向上を図っている。
- ・ 経営上の各種リスクについては、年度ごとの実施事項、翌年度の課題・対応を親会社に報告している。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・ 社内規程により責任・権限を明確にしており、定期的を開催する経営会議等において業務執行に関する重要事項を審議し、迅速な意思決定を行っている。
- ・ 当社は中期経営計画および年度事業計画を策定しており、これらの計画に基づいて業務に取り組んでいる。
- ・ 取締役会、経営会議を定期的を開催し、会社の業務執行に関する重要事項を審議し、責任・権限を定めた業務執行に係る社内規程に基づき意思決定を行っている。

⑤監査役による監査を支えるための体制について

- ・ 代表取締役は定期的な監査役との会合を実施している。
- ・ 常勤監査役が経営会議をはじめとした各種会議体へ参加する機会を確保するとともに、稟議書や内部モニタリング結果等の重要書類を閲覧する機会を確保し、事業の進捗や内部統制システムの整備及び運用状況について定期的に報告・情報共有を図っている。
- ・ 監査役からの要請に基づき補助使用人2名を選任し、監査役会事務局として監査役がその職務を円滑に遂行可能な体制を整備している。